

令和4年第8回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和4年8月22日 午前10時00分

閉会 令和4年8月22日 午前10時50分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和	野村 君枝		

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第32号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙1件
議案第33号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙3件
議案第34号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件	別紙1件
議案第35号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙6件
議案第36号	令和4年度最適化活動の目標の設定等について	別紙1件
報告第22号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙3件
報告第23号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙2件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 　　ただいまより、令和4年第8回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 　　ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 　　議事録署名者は8番委員と9番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第32号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案第32号について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

　　譲受理由は父より指導を受けながら永続的に農業を営むため、譲渡理由は後継者として自覚を持たせ、営農させるためです。世帯内贈与です。

　　申請地は栄町元屋敷109番、111番、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計1,768.87㎡です。

　　申請地の現況については、8月3日に現地確認を行ったところ、水稻が作付けされている状態でした。なお、申請地は利用権が設定されておりましたが、議案書17頁の報告23号1番案件にありますように農地法第18条による解約通知がなされています。

　　譲受人の他の所有農地につきまして栄町小松林14番、栄町舟田208番、大府市北崎長大清水176番は水稻が作付けされている状態でした。栄町内山60番1、栄町上ノ山3番13はスイカやネギ等の野菜が作付けされている状態でした。栄町内山47番76は保全管理状態でした。栄町殿ノ山2番、45番3、48番3、48番4はミカンが作付けされている状態でした。

　　以上のおおりに営農計画書のおおりに今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 　　事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 　　8月12日に9番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のおおりに許可相当と判断します。

- 議 長 同 じ く 地 区 担 当 委 員 の 9 番 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。
- 9 番 委 員 3 番 委 員 の 説 明 の と お り 許 可 相 当 と 判 断 し ま す 。
- 議 長 同 じ く 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 1 番 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。
- 最 1 番 委 員 3 番 委 員 、 9 番 委 員 の 説 明 の と お り 許 可 相 当 と 判 断 し ま す 。
- 議 長 他 の 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。
- 異 議 な し の 声 あ り
- 議 長 そ れ で は 採 決 し ま す 。 議 案 第 32 号 に 賛 成 の 方 の 挙 手 を 求 め ま す 。
- 挙 手 多 数
- 議 長 議 案 第 32 号 は 可 決 と い た し ま す 。 引 き 続 き ま し て 、 議 案 第 33 号 1 番 案 件 を 上 程 し ま す 。 事 務 局 の 説 明 を 求 め ま す 。
- 事 務 局 議 案 第 33 号 1 番 案 件 に つ い て 説 明 し ま す 。 農 地 法 第 5 条 の 規 定 に よ る 農 地 転 用 許 可 申 請 の 件 で す 。
- 転 用 目 的 は 建 設 資 材 置 き 場 等 で 令 和 5 年 10 月 31 日 ま で の 一 時 転 用 で す 。
- 現 在 隣 接 地 に て 建 設 中 の 工 場 の た め に 、 仮 設 事 務 所 、 作 業 員 駐 車 場 、 建 設 機 械 等 の 建 設 資 材 置 き 場 等 と し て 一 時 転 用 す る も の で す 。 工 事 完 了 後 は た だ ち に 原 状 回 復 を 行 い ま す 。
- 申 請 地 は 栄 町 元 屋 敷 164 番 1 、 168 番 1 、 登 記 地 目 、 現 況 地 目 は す べ て 田 、 面 積 は 合 計 1 , 829㎡ で す 。
- 申 請 地 は 図 面 中 央 の 四 角 で 囲 ん だ 所 で 、 伊 勢 湾 岸 自 動 車 道 豊 明 イン タ ー から 南 に 約 250m に 位 置 し ま す 。
- 申 請 地 は イン タ ー チ ェ ン ジ か ら 300m 以 内 に あ る 農 地 で あ る こ と か ら 、 第 3 種 農 地 に 該 当 し ま す 。 そ の た め 原 則 許 可 で き ま す 。
- 申 請 地 の 現 況 に つ い て は 、 8 月 3 日 に 現 地 確 認 を 行 っ た と こ ろ 、 既 に 資 材 置 き 場 と し て 使 用 さ れ て い た た め 、 こ の こ と に 対 し て 始 末 書 は い た だ い て お り ま す 。
- 土 地 造 成 は 鉄 板 敷 き の み で す 。 雨 水 排 水 に つ い て は 、 集 水 桝 で 集 水 し て 道 路 側 溝 に 排 水 し 、 隣 接 す る 農 地 に 流 れ 込 ま な い よ う に 対 策 し ま す 。
- 以 上 の 理 由 か ら 周 辺 農 地 へ の 営 農 条 件 に 支 障 を 生 ず る 恐 れ は 無 い と 見 込 ま れ ま す 。
- な お 申 請 地 は 農 業 振 興 地 域 に 該 当 す る た め 、 令 和 4 年 7 月 20 日 に 農 業 振

興地域農用地区域内における一時転用に関する協議申請書を申請しており、令和4年8月1日付けにてやむを得ないとの回答を得ております。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 8月12日に3番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。申請地内の農業用施設について撤去されていましたが、工事完了後原状回復するとのことですので許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。なおできれば今まで通り農地の法面の草刈りを行っていただきたいです。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員、3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第33号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第33号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第33号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第33号2番案件について説明します。

転用目的は分家住宅です。

譲受人は、現在妻と2人の子供と4人で借家にて生活しておりますが、現在の借家では手狭となったため、住宅を建築したいと考えるようになりました。夫婦所有の土地はなかったため、両親に相談したところ、両親所有の土地で建設してもよいと提案してもらい、今回の申請に至りました。申請地は市街化調整

区域の大規模既存集落内にあり、周辺環境がよく本家にも近い分家住宅建築に最適であると考えました。なお、本家の跡取りは妹です。

申請地は沓掛町石畑92番1、登記地目、現況地目はともに畑、面積は186㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、農村環境改善センターから南西に約400mに位置します。

申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であることから第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、8月3日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。

土地造成は切土が最大69cm、盛土が最大47cmです。申請地の東側と南側境界の一部にコンクリートブロック積みをし、土砂等の流出を防ぎます。汚水雑排水は下水道へ接続し、雨水は敷地内で集水し最終柵を経て既設道路側溝へ排水します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありました。地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 8月12日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第33号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第33号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第33号3番案件の上程の前に利害関係者である委員の退室を求めます。議案第33号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます

事務局 議案第33号3番案件について説明します。
転用目的は駐車場、駐輪場及び資材置場です。
譲受人である法人は、豊明市沓掛町陣田にて鉄骨加工製品の製造、販売を行っております。ここ数年発注が増加しており、従業員を増やして対応していましたが、従業員用駐車場、駐輪場及び業務拡大に伴う資材置場が必要になりました。土地を探していたところ、今回所有者から承諾がもられたため申請に至りました。

申請地は沓掛町陣田1番1、2番1、登記地目は田、現況地目は畑、面積は合計744㎡です。

申請地は図面中央の三角で囲んだ所で、豊明高校から北東に約1kmに位置します。

申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であることから第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、8月5日に現地確認を行ったところ、畑として管理されていました。

雨水排水については雨水貯留槽経由後北側既設水路へ放流します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 8月12日に5番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第33号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第33号3番案件は可決いたします。利害関係者である委員の入室を求めます。

引き続きまして、議案第34号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第34号について説明します。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件です。

20年間農地として適正に行なわれてきたかの最終確認となります。

対象地は沓掛町藪田131番、154番、地目はともに田、面積は合計4,354㎡です。

申請地の現況については、8月12日に現地確認を行ったところ、沓掛町藪田131番はナス、オクラ等の野菜が、沓掛町藪田154番は水稻が作付けされている状況でした。

以上のことから今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 8月15日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第34号に賛成の方の挙手を求めます。

 挙手多数

議 長 議案第34号は可決いたします。引き続きまして、議案第35号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第35号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

 個人の新規申請6件の申請がされています。

 沓掛町棧敷の2筆については新規就農者となります。貸付期間はすべて3年間で使用貸借契約です。既に20年以上営農をされている方ですが、今回正式に利用権を締結することになりました。

 沓掛町薬師ヶ根の4筆、沓掛町石根の1筆の合計5筆についても新規就農者となります。貸付期間はすべて3年間で使用貸借契約です。日進の農業研修を修了された方で、1人目の方からの指導のもと営農されているとのことです。

 沓掛町坊主山の2筆については以上の2名共有で、貸付期間は3年間で使用貸借契約です。

 沓掛町川部の1筆の貸付期間は5年間で貸借契約です。

 以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

 異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第35号に賛成の方の挙手を求めます。

 挙手多数

議 長 議案第35号は可決いたします。引き続きまして、議案第36号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第36号について説明します。令和4年度最適化活動の目標の設定等についてです。

 6月案件の議案第28号 農業委員会の適正な事務実施の点検・評価についてのうち、「令和4年度の目標及びその他達成に向けた活動計画」が名称及び様式変更に伴い、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」に変更になったため、再審議いたたくものです。

6月の農業委員会終了後の、午後に県より新様式のメールがありました。7月の農地利用最適化推進委員打合せにてご審議いただいたものになります。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第21号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第35号は可決といたします。引き続きまして、報告第22号、第23号について報告願います。

事務局 報告第22号、第23号について説明

議 長 以上のとおり、報告第22号、第23号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前10時50分）。